

仙台大学動物実験委員会要項

(設置)

第1条 仙台大学に動物実験委員会を設置する。

(目的)

第2条 仙台大学動物実験等に関する規程第5条に基づき、仙台大学動物実験委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第3条 動物実験委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 | 1名 |
| (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 | 1名 |
| (3) その他学識経験者 | 2名 |

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(審議事項)

第4条

- (1) 動物実験等に関する規程の運用に関する事項。
- (2) 動物実験等の審査に関する事項。
- (3) 実験動物の飼養管理、飼養環境に関する事項。
- (4) その他、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管に関する事項。

(任期)

第5条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 動物実験委員会に委員長を置き、委員長は委員会の互選によって選出する。

2 委員長は、次の場合に審査会を招集し議長となる。

- (1) 学長から付託があった場合
- (2) 教授会から要請があった場合
- (3) 本学教員から要請があった場合
- (4) その他、委員会で必要を認めた場合

(会議)

第7条 動物実験委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければならない。

2 動物実験委員会の議決は、委員の3分の2以上をもって決するものとする。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合、委員長は複数の委員と協議の上、委員以外の学外等の専門家の出席を求め、その意見を徴することができる。

(審査結果)

第 9 条 委員長は、審査の結果を学長に報告しなければならない。

(指導・助言等)

第 10 条 動物実験委員会は、動物実験等の実施結果の報告を受け、適正な動物実験等の実施について、必要に応じて指導・助言等を行うものとする。

(事務)

第 11 条 動物実験委員会の事務は、事務局長において処理する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が実施する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。